

道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

## 第一 道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の一部改正

道路整備費の対象となる道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に密接に関連する事業として、以下のものを追加するものとする。

一 有料道路の料金の変更による交通量等への影響に関する調査を行う事業

二 道路の地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去の推進に必要な調査及び技術の開発を行う事業

三 地籍調査（都市部における道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に必要なものに限る。）の基礎とするため土地の測量を行う事業  
（第一条第二項関係）

## 第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。

（附則関係）